

神戸市2歳児定期預かり事業運営費補助等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市2歳児定期預かり事業実施要綱に基づき、神戸市2歳児定期預かり事業（以下「事業」という。）を行う私立幼稚園に対する神戸市2歳児定期預かり事業運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、神戸市補助金交付規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金)

第2条 市長は、事業実施幼稚園に対し、別表1に定める算式により算定した補助金を交付する。

(補助金の申請)

第3条 幼稚園は、前条の補助金を受けようとするときは、「神戸市2歳児定期預かり事業運営費補助金交付申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付額を決定し、「神戸市2歳児定期預かり事業運営費補助金交付決定通知書」（様式第2号）により、幼稚園に通知する。

2 市長は、補助金交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

(補助金の請求)

第5条 幼稚園は、前条の通知を受けたときは、「神戸市2歳児定期預かり事業運営費補助金交付請求書」（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付は、別表1に定める方法により計算した額を上半期と下半期に分けて交付する。

(施行の細則)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

神戸市2歳児定期預かり事業運営費補助金の算定方法等

<児童一人あたり日額>

（1）基礎分（8時間までの利用） 1,850円

（2）長時間加算

- ・ 超えた時間が2時間未満 230円
- ・ 超えた時間が2時間以上3時間未満 460円
- ・ 超えた時間が3時間以上 690円

実施要綱に定める時間を超えて預かりを実施した場合、その人数1人ごとに加算されます。